

議案第76号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年（2015年）5月27日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中(18)の項を(19)の項とし、(12)の項から(17)の項までを1項ずつ繰り下げ、(11)の項の次に次のように加える。

(12) 個人番号通知カードの再交付	1件につき500円
--------------------	-----------

第2条 宝塚市一般事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4(13)の項を次のように改める。

(13) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
------------------	-----------

別表第4中(16)の項を削り、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。